

様式第十三号 (昭四八農令七五・全改、昭五八農水令四八・平四農水令五・平四農水令五三・平二七農水令三〇・平二八農水令三四・一部改正、令二農水令六四・旧様式第九号繰下・一部改正)
その一 (家畜人工授精簿の表紙)

家 畜 人 工 授 精 簿

獣医師 (家畜人工授精師)

登録番号 (免許番号) (県) 第 号

住 所

氏 名

その二（家畜人工授精用精液の採取及び処理に関する事項）

種畜	種畜証明書番号	名	前	種類及び品種	生年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所	精液の譲渡(※)				摘要				
							精	液	譲渡	(※)					
採取年月日	採取時刻	採取量	色	臭気	P H	精子数	活力及び生存率	き型率	き釈液及びき存率※	家畜人工授精用精液証明書番号	年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡数量	譲渡先の氏名又は住所	
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					
										号から					
										号まで					

備考

- 1 この帳簿には、種畜ごとに作成して家畜人工授精用精液の採取及び処理に関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2 精液を採取し、封を施すことなく、その場で雌畜に注入し、又は体外授精を行ったときは、摘要欄に精液採取に関する証明書（乙）番号を記載し、又は記録すること。
- 3 獣医師又は家畜人工授精師が種畜の飼養者であつて、種付台帳（様式第4号その三）に記載し、又は記録した場合は、この帳簿の記載又は記録を要しない。
- 4 ※印の欄には、精液を凍結処理しない場合は、記載又は記録を要しない。
- 5 (※)印の欄には、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師が精液を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。
- 6 精液を混合処理した場合には、種畜の名前の欄には、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数が分かるよう記載すること。

その三（家畜人工授精用精液の注入に関する事項）

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

備考

- めん羊、山羊及び豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

年 次						
授 精 回 数						
授 精 回 数 別 実 頭 数	計					
	1 回					
	2 回					
	3 回					
	4 回 以上					
受 胎 数						
不 受 胎 数						
不 明 数						
産 子 数	雄					
	雌					
	計					

その四（年次別の授精成績表）

備考

- 1 この表には、獣医師又は家畜人工授精師が年次別の授精成績をとりまとめて記載し、又は記録し、家畜人工授精簿その三とともに保存すること。
- 2 年次期間は、その年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 授精回数は、1発情期間内に2回以上授精した場合でも1回として計算すること。

診断及び体内受精卵							体内受精卵の譲渡（※1）			摘要
診断年月	診断した獣医師の氏名及び登録番号	採取年月日及び時刻	採取個数	正常受精個数	正常受精卵の形態	家畜体内受精卵証明書番号（※2）	凍結の有無	年月日	譲渡先の氏名又は名称及び住所	
						号				
						号				
						号				
						号				
						号				
						号				
						号				
						号				
						号				

載し、又は記録すること。

めの情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72

は、摘要欄にその体内受精卵採取に関する証明書番号を記載し、又は記録する

ケッチをし、顕微鏡写真（電磁的記録により作成されたものを含む。）を添付

る場合に限り記載し、又は記録する。

番号を使用しないこと。

雌畜	名前	家畜登録機 名及び登録 番号	品 種	(個体識別 番号)	生年月日	飼養者の氏 名又は名称 及び住所	
交 配 し た 種 畜							
名前	種畜証番 明書号	等 級	家畜登録機 名及び登録 番号	品 種	種付け 又は精 液注入 年月日	種付証明書番号又 家畜人工授精用精 液証明書番号	授精した獣医師 (家畜人工授精師) の登録番号(免許 番号) 及び氏名

備考

- 1 獣医師が雌畜ごとに作成して体内受精卵の採取及び処理に関する事項を記
- 2 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のた
号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- 3 体内受精卵を採取し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したとき
こと。
- 4 正常受精卵の形態の欄には、卵の分割状態等の違いが明らかになるようス
し、又はその卵の胚の品質コード及び発育ステージを記載すること。
- 5 (※1) 印の欄には、体内受精卵を採取した獣医師が体内受精卵を譲渡す
- 6 (※2) 同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体内受精卵証明書

(個体識別番号)		生年月日		飼養者の氏名又は名称及び住所					
診断及び体外受精卵						体外受精卵の譲渡(※1)		摘要	
未受精卵採取 個数	体外授精 年月日	体外受精卵 検査年月日 時刻	正常受精 卵個数	正常受精 卵の形態	家畜体外受精 卵証明書番号 (※2)	凍結の有 無	年月日		
					号				
					号				
					号				
					号				
~~~~~									
					号				
					号				

その六(家畜体外受精卵の生産に関する事項)

含む。)ごとに作成して体外受精卵の生産に関する事項を記載し、又は記録する

達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をと。

は、摘要欄にその体外受精卵の生産に関する証明書番号を記載し、又は記録す

ケッチをし、顕微鏡写真(電磁的記録により作成されたものを含む。)を添付

体外受精卵を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。

番号を使用しないこと。

卵巣を採取した雌畜 (そのとたいから卵巣を 採取した雌畜を含む。)			名 前		家畜登録機関名 及び登録番号		品 種	
交 配 し た 種 畜								
名 前	種畜証 明書番 号	等 級	家畜登録機関名 及び登録 番号	品 種	家畜人工授精 用精液証明書 番号	診 断 の年 月 日	診断した獣 医師の登録 番号及び氏 名	卵巣採取 年月 日

備考

- 1 獣医師又は家畜人工授精師が雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜をこと。
- 2 牛であって、その個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝いう。）が分かる場合は、（個体識別番号）の欄に個体識別番号を記載すること
- 3 体外受精卵を生産し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したときること。
- 4 正常受精卵の形態の欄には、卵の分割状態等の違いが明らかになるようスし、又はその卵の胚の品質コード及び発育ステージを記載すること。
- 5 （※１）印の欄には、体外受精卵を生産した獣医師又は家畜人工授精師が
- 6 （※２）同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体外受精卵証明書

その七（受精卵の移植に関する事項）

移植した雌畜	番 号					
	名 前					
	家畜登録機関名及び登録番号					
	品 種					
	毛 色 及 び 特 徴					
	生 年 月 日					
	飼養者の氏名又は名称及び住所					
移植した受精卵	移 植 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
	名 前	種 畜				
		雌 畜				
	体内	家畜体内受精卵証明書番号又は体内受精卵採取に関する証明書番号				
体外	家畜体外受精卵証明書番号又は体外受精卵生産に関する証明書番号					
移植証明書	発 行 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号					
子畜	性					
	生 年 月 日					
摘 要						

備考

- 1 子畜の欄には、子畜がいずれの受精卵によるものであるかが明らかになるように記載し、又は記録すること。
- 2 双子以上の分娩にあっては、その旨を摘要欄に記載し、又は記録すること。
- 3 移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を必要なときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

年 次										
移 植 回 数										
移植体内受精 卵数		1 個	2 個	3 個 以上	1 個	2 個	3 個 以上	1 個	2 個	3 個 以上
移 植 回 数 別 延 頭 数	計									
	1 回 目									
	2 回 目									
	3 回 目									
	4 回以上									
受 胎 数										
不 受 胎 数										
不 明 数										
産 子 数	雄									
	雌									
	計									

その八（年次別の体内受精卵移植成績表）

備考

- 1 この表には、獣医師又は家畜人工授精師が年次別の移植成績を取りまとめて記載し、又は記録し、家畜人工授精簿その七とともに保存すること。
- 2 年次期間は、その年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 移植回数は、1性周期に2回以上移植した場合でも1回として計算すること。

年 次										
移 植 回 数										
移植体外受精 卵数		1 個	2 個	3 個 以上	1 個	2 個	3 個 以上	1 個	2 個	3 個 以上
移 植 回 数 別 延 頭 数	計									
	1 回 目									
	2 回 目									
	3 回 目									
	4 回以上									
受 胎 数										
不 受 胎 数										
不 明 数										
産 子 数	雄									
	雌									
	計									

その九（年次別の体外受精卵移植成績表）

備考

- 1 この表には、獣医師又は家畜人工授精師が年次別の移植成績を取りまとめて記載し、又は記録し、家畜人工授精簿その七とともに保存すること。
- 2 年次期間は、その年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 移植回数は、1性周期に2回以上移植した場合でも1回として計算すること。